



2022年11月25日

各位

会社名 株式会社 W a q o o  
代表者名 代表取締役社長 井上 裕基  
(コード番号: 4937 東証グロース)  
問合せ先 取締役 諏佐 貴紀  
(TEL. 03-6805-4600)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2022年12月23日開催予定の当社第17回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加し、また、字句の統一を図るためのものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。
1 (条文省略)	1 (現行どおり)
2 ソフトウェアおよびコンピューターシステムの企画、制作、販売及び仲介	2 ソフトウェア及びコンピューターシステムの企画、制作、販売及び仲介
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
4 化粧品、健康食品、美容器具等の輸出入、販売、卸売、仲介、及び移動体通信、その他の電子的メディア等を利用した、輸出入、販売、卸売、仲介	4 化粧品、健康食品、 <u>医薬品、医薬部外品、再生医療等製品、医療機器</u> 、美容器具等の輸出入、販売、卸売、仲介、 <u>設計、開発、製造</u> 及び移動体通信、その他の電子的メディア等を利用した、輸出入、販売、卸売、仲介
5～8 (条文省略)	5～8 (現行どおり)
9 医療、介護および福祉に関する情報の提供、コンサルティング業務	9 医療、介護及び福祉に関する情報の提供、コンサルティング業務
10～11 (条文省略)	10～11 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>12 (条文省略)</p>	<p>12 <u>細胞組織の加工、調整、製造、培養、保管及び配送等の受託業務、及び加工、製造、培養された細胞等の研究機関等への提供業務並びにこれらに関する仲介、情報の提供及びコンサルティング業務</u></p> <p>13 <u>再生医療技術、医薬品等の研究、開発及びそれらの知的財産権、ノウハウ等のライセンスの供与</u></p> <p>14 <u>医療機関からの非医療業務受託</u></p> <p>15 <u>細胞治療や再生医療に用いる特定細胞加工物等を製造する施設の運営、管理、保守業務</u></p> <p>16 (現行どおり)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで</u> <u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>1 <u>変更後定款第15条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>2 <u>本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催日 2022年12月23日

(2) 定款変更の効力発生日 2022年12月23日

(注) 上記の内容につきましては、2022年12月23日開催予定の当社第17回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以上